

報告事項（1）

福山・笠岡地域公共交通活性化協議会 福山地域部会の設置等について

（1）設置日

2016年（平成28年）4月11日

※ 協議会・地域部会の設置等に関する書面審議に対し，委員全員の同意のうえ設置

（2）設置の目的

福山市と笠岡市が「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づいて共同で作成している地域公共交通網形成計画に関して，福山市の区域内における専門的な調査，検討その他必要な調整等を行うことを目的とする。

また，福山地域部会の委員が「道路運送法」に基づく福山市地域公共交通会議の委員を兼ねることにより，福山市における公共交通サービス関連協議の効率的な運営を図る。

（3）関連規程

- ① 福山・笠岡地域公共交通活性化協議会規約（2016年（平成28年）4月11日制定）
- ② 福山市地域公共交通会議設置要綱（2016年（平成28年）4月11日改正）

【組織の構成図】

